平成２４年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市鹿野町鷲峰234番地
破産者　株式会社ジャパン緑化
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
島根県浜田市朝日町98番地３
破産者　三和株式会社
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３３６号
愛媛県松山市古川南１丁目９番１号
破産者　有限会社萬両
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４０号
神奈川県川崎市麻生区片平1673―１　ローズガーデンⅡ202、開始決定時の住所神奈川県川崎市幸区小向西町４丁目105―１―204
破産者　尾崎　正人
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１９７号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目18
破産者　廣瀬　清志
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５１６号
東京都港区赤坂３丁目21番５号
破産者　エムエルエル株式会社
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０５７号
東京都板橋区大山西町50―12―201
破産者　渡邊　勝江
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７４５号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東四丁目25―10セントラルカーサＡ202、開始決定時の住所神奈川県横浜市泉区和泉町5731―２　グリーンメゾンいずみ野１―１―202
破産者　鈴木　文克
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３７号
東京都豊島区南池袋２丁目19番４号
破産者　株式会社ハニー
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３８号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７―４―308
破産者　畠山　隆雄
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９９号
神奈川県座間市小松原１丁目26番33号
破産者　株式会社鈴榮
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９００号
神奈川県大和市南林間３丁目８―19
破産者　鈴木美智子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０１号
神奈川県大和市南林間３丁目８―19
破産者　鈴木　英俊
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２７号
千葉県千葉市花見川区宮野木台１丁目１―１―103
破産者　飯塚　　渉
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５０号
東京都板橋区赤塚新町２丁目12番１号
破産者　株式会社ギアクリエイト
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５１号
東京都世田谷区船橋３―21―１―306、住民票上の住所埼玉県朝霞市溝沼５丁目15―17―104
破産者　浅井　　秀
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９２号
東京都港区新橋４丁目18番２号　小泉ビル１階
破産者　有限会社フジウェルネス
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００２号
東京都町田市原町田６丁目14―７番地　重南ビルディング地下１階１号室
破産者　有限会社日本印度コーポレーション
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００３号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目32―23―202
破産者　ビスト、ヴィジェイ、シング
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０１０号
東京都世田谷区祖師谷３丁目１番17号
破産者　サライ＆バリュー株式会社
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０１１号
東京都杉並区成田西１丁目４―20―206
破産者　佐藤　頼太
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０３４号
東京都足立区扇２丁目９番20号
破産者　郡司建業有限会社
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部